

建築法令と消防法令との接点

—カナダではどう解決しているか—

自治省消防庁予防救急課
国際規格対策官

小林 恭一

1 はじめに

2 建築物に対する防火上の規制は、日本
3 では、建築構造については建築基準法
4 が、消防設備については消防法が受け持
5 つているが、防火戸、排煙設備、非常用
6 (消防隊用)エレベーター等、本来消防
7 法の規制の対象としてもおかしくないも
8 のまで建築基準法の規制の対象となつて
9 いるなど、必ずしも両法の仕分けが普通
10 的なものであるわけではない。
11 筆者は、昨年、カナダにおける建築防
12 火行政の仕組みを研究する機会を得たの
13 で、本稿では、カナダが建築物の防火に
14 関する建築行政上、消防行政上の取り扱
15 いをどの様に解決しているかとその点を
16 中心としながら、カナダにおける建築防
17 火行政の具体の態様を、日本の場合と比
18 較しつつ述べてみた。

10 一 連邦、州、市町村の位置づ

けとモデルコード

21 カナダの建築防火法を考える時、ま
22 ず忘れてならないのは、国(連邦)と州
23 及び市町村との関係である。各州の持っ
24 ている権限は非常に強く、それぞれが州
25 政府、州首相、州法を有しているなど、
26 日本の行政感覚から言えば、各州は殆ど
27 一つの国家だと考えた方が誤りが少ない
28 ほどである。
29 建築防火法制については、日本では建
30 築基準法と消防法が唯一の全国的防火法
31 規とされており、気候・風土的条件等

1 より市町村の条例で付加的な規制を加え
2 ることはできても、部分的に規制を緩め
3 ることはもちろん、県又は市町村単位で
4 独立した建築防火規制体系を作ることな
5 どは全くできない仕組になってくるが、

6 カナダの場合は、建築防火に対する規制
7 の責任は州政府にあり、規制の原単位は
8 市町村である。市町村がそれぞれ条例を
9 作って、所管の建築物に対する規制を行
10 うのが原型であり、現に十年くらい前ま
11 では、それぞれの市町村がバラバラに、
12 思い思いに建築・防火に関する規制を作
13 っていたようである。

14 その際、各市町村条例の作成の時に参
15 考とされるのがモデルコードであるが、
16 モデルコードとしては、カナダの Nat-
17 ional Building Code (N.B.C.)、National
18 Fire Code (N.F.C.) の他、アメリカの
19 Uniform of Building Code, Southern
20 Building Code などが使われており、カ
21 ナダ国内の統一どころか、州内の統一も
22 ままならない状態であった。

23 このような状態は、建築家など業界か
24 ら見ると不都合であり、一方、安全水準
25 がまちまちであったり、必ずしもカナダ
26 の建築とは合わないアメリカのモデルコ
27ードが使われるなど、行政や国民の側か
28 ら見ても不都合な点が多かったので、こ
29 れをN.B.C.とN.F.C.のもとに統一して
30 く気運が生じてきた。その結果、一九七
31 五年に、Ontario 州がN.B.C.をもとに
32 した Ontario Building Code を採択す
33 る (Ontario Fire Code の採択は一九
34 八一年)と、他の多くの州もこれに習
35 い、今では、カナダ国内の建築防火規制

1 は、また多くの例外はあるが、N.B.C.と
2 N.F.C.をベースとする州法単位の規制に
3 変わってきているというのが現状のよう
4 である。

2 N.B.C. と N.F.C.

5 N.B.C. と N.F.C. とがカバーする範
6 囲は、日本の建築基準法と消防法との関
7 係とやや違う。N.B.C.が新築(一定規模
8 以上の増改築や模様替え、用途変更など
9 も含まれる。)の際に適用なるのに対
10 し、N.F.C.は竣工後から取り壊しまでの
11 間適用になる。

12 N.B.C.の基準の中には、日本の建築基
13 準法にあたる規定の他、消防法第十七条
14 の消防設備規制にあたる規定も含まれて
15 いるが、日本の建築基準法第八條(維持
16 保全)及び消防法第十七条のうちの維持
17 義務の概念が入っていない。
18 一方、N.F.C.は、防火規定関係の維持
19 保全に重点を置いた規定になっており、
20 これに加えて、防火管理、危険物規制、
21 取納物の制限等についての規定も含まれ
22 ている。なお、消火器の設置基準は、N
23 B.C.にはなく、N.F.C.に入っているの
24 は、このような仕分け方は当然と言え
25 ようか。

3 建築防火規制に関する

行政システム

26 (1) Fire Commissioner of
27 Canada (連邦消防委員会)
28 カナダには、日本の自治省消防庁にあ

1 たる組織がない。強いて、連邦政府の中
 2 で消防に關係する組織を捜すとすれば、
 3 Ministry of Public Works (公共事業
 4 省)の中の Fire Commissioner of Cana-
 5 [da (連邦消防委員会)が該当しやう
 6 か。
 7 連邦消防委員会の機能は、筆者の理解
 8 するところでは、主として三つあるよう
 9 である。
 10 一つは、審査機能である。
 11 カナダでは、政府関連施設は公共事業
 12 省が建設することになっているが、公共
 13 事業省が建設する施設は、各州又は各市
 14 町村の建築規制は受けなす。
 15 (註) 日本では、政府関連施設は建築確
 16 認が省略されるだけで、建築基準法や消
 17 防法の適用を受けるが、この違いは原則
 18 全国一律である日本の建築防火法制と、
 19 原則全市町村独自であるカナダのそれと
 20 の違いからくるものであろう。
 21 公共事業省が建設する建築物に対して
 22 適用になる建築防火規制は、N.B.C.であ
 23 り、連邦消防委員会は、公共事業省が建
 24 設する建築物がN.B.C.の防火関係規定に
 25 適合しているかどうか審査する内部機関
 26 としての機能を有している。
 27 第二は、火災統計機関としての役割で
 28 ある。各州ごとにまとめられた火災統計
 29 図を全国的に集計し、カナダの火災年報
 30 (Fire Losses in Canada)を発行してい
 31 るが、細かきデータ分析等は各州にまか
 32 せており、その量も二〇〇頁程度のもの
 33 だ。「白書」と呼ぶようなものではなく、
 34 「パンフレット」とでも呼ぶほうがよさ
 35 わしいものである。

1 第三は、連邦としての消防・防火に対
 2 する意志決定、意志表示のチャンネルと
 3 しての機能である。
 4 連邦政府の建築物の防火に責任をもつ
 5 という立場から、あるいは、全国的な火
 6 災傾向を掌握するという立場から、N.B.
 7 C.やN.F.C.の決定の際に意見を反映さ
 8 せたり、連邦政府として、消防・防火に
 9 関するある種の政策を立案したりする機
 10 能を持っているようである。
 11 いずれにしても、立法機能がなく、州
 12 や市町村に対する指導監督権限もないの
 13 で、大きな力はもっていない。
 14 (2) Associate Committee on the Na-
 15 tional Building Code (N.B.C. 委員会)
 16 と Associate Committee on the Natio-
 17 nal Fire Code (N.F.C. 委員会)
 18 N.B.C.とN.F.C.を作成するのは、N.
 19 ational Research Council of Canada
 20 (カナダ国立科学研究協議会)のもとに
 21 設置された、N.B.C.委員会と、N.F.C.委
 22 員会である。
 23 国立科学研究協議会は、連邦政府機関
 24 の一組織で、日本で言えば各省庁に所属
 25 する附属研究機関の集合体のようなもの
 26 であり、職員数三、四〇〇人、研究部門
 27 が十二というから相当の規模である。各
 28 研究部門の活動方針、活動内容等は、連
 29 邦政府及び民間などから任命された二三
 30 人の理事(その下にそれぞれスタッフが一
 31 二つく)が協議して決定することになって
 32 るので、それがこの組織の名称 (So-
 33 cial Council)の由来であらう。
 34 N.B.C.委員会とN.F.C.委員会の事務局
 35 は、国立科学研究協議会に置かれてお

1 り、前者は九つ、後者は四つの Sandi-
 2 ng Committee (分科委員会)をもち、
 3 それぞれ、連邦消防委員会事務局、州政
 4 府の消防部局、市町村の消防部局、建築
 5 物の所有者、建築業界又は消防設備機器
 6 業界、保険業界、建築家、研究機関、検
 7 査機関などの代表者から構成されてい
 8 る。
 9 N.B.C.とN.F.C.は、これらの委員会の
 10 手によって作成され、カナダ全体のモデ
 11 ルコードとして、カナダ国立科学研究協
 12 議会から出版されることになる。
 13 (3) 州及び市町村の
 14 消防体制と建築防火規制
 15 各州及び各市町村がどのような消防体
 16 制をとり、どのように建築防火規制に係
 17 わっているかは、基本的には各州又は各
 18 市町村の専管事項であるが、現在の典型
 19 的なシステムは、次のとおりである。
 20 即ち、各州の建築部局がN.B.C.をベ
 21 スにした建築法を、消防部局がN.F.C.を
 22 ベースにした消防法をそれぞれ策定し、
 23 各市町村の建築部局と消防部局が、それ
 24 ぞれ By-Law (条例)を作つて、建築
 25 許可、工事検査、竣工検査、立ち入り調
 26 査等の法の執行に当たるのである。
 27 建築許可については、各市町村の建築
 28 部局が行ふこととされており、日本の
 29 「特定行政庁」の制度のように、建築許
 30 可等の能力のない市町村に対しては州政
 31 府が代わつて建築許可を行うようなこと
 32 は一般的には行われていないようである
 33 が、「市町村の独自性」という建て前か
 34 ら言つて当然であらう。
 35 なお、各市町村の建築部局が建築許可

1 を行ふ際には、消防部局に、防火関係の
 2 事項について確認を求めめるのが一般的で
 3 あり、日本の「消防同意」と同様にして
 4 市の正式な内部行為として行われる場合
 5 と、消防部局から建築部局に継続的に職
 6 員が出席して事実上建築許可に際して消
 7 防部局の意見を反映させる場合とがあ
 8 る。
 9 これは、N.B.C.の中に消防用設備等に
 10 関する規制まで取り込み、新築の際に建
 11 築物に要求される規制をすべて一本化し
 12 たため、このような形をとらなないと、建
 13 築物の計画段階で消防部局の意見が反映
 14 されにくくなるためであると考えられ、
 15 N.B.C.とN.F.C.の関係(前者は新築、後
 16 者は既存)を現在のような形に決めたと
 17 くにによる当然の帰結であると考えられ
 18 る。
 19 おわりに
 20 建築防火行政において、消防行政と建
 21 築行政の調整が微妙であるのは珍しいこ
 22 とではないようである、シンガポールでも似
 23 たようなことがあると聞いている。考え
 24 てみれば、防火以外にも、構造、環境、
 25 給排水設備等、建築物全体についての規
 26 制に關与する建築行政が、防火に關して
 27 も同様に関与したいと考え、一方、火災
 28 現場で火災と建築構造や消防設備との関
 29 係についての知識を体験的に蓄積してい
 30 る消防機関が、自らの持つノウハウを建
 31 築物が建てられる際に生かしたいと考え
 32 るのは、あたりまえのことなのかもしれ
 33 ない。

- 1 このような両者の要請を、「もの」に
- 2 よって仕分けるとともに、建築確認の際
- 3 に、「消防同意」という形で制度的に解
- 4 決を図っている日本に対して、カナダで
- 5 は、統一的な委員会によるモデル基準の
- 6 策定、建築後の規制はビルディングコ
- 7 ードで、建築後の規制はファイアコード
- 8 といった時間的な仕分け、及び「消防同
- 9 意」にも似た建築許可時の消防機関の関
- 10 与などという手段により解決しようとし
- 11 ていると考えられるのである。
- 12 どちらの方法がすぐれているかは一概
- 13 には言えないが、建築防火行政に携わ
- 14 り、日夜そのはざままで苦勞をしている筆
- 15 者にとっては、カナダのような解決の仕
- 16 方も、一つの解として大いに参考になっ
- 17 たところである。

33